

2019年 春季合同委員会

運用基準検討委員会

一般社団法人データ流通推進協議会
2019.03.27

現状報告 Status Report

第四回委員会以後

- 20180323 要件文書_認定基準に対する加筆、修正案を募集。
- 加筆修正案を 加筆修正案180412adhoc.XLSXに一本化。
- アドホックにて、加筆修正案を審議
- エディタの選任 4/19 MLにて動議0001を決議

第五回委員会

- 編集方針と最新ドキュメントを承認

第六回委員会

- アドホック会合の成果をもとに、要件文章の改定を承認。

第七回委員会

- データ取引市場運営事業者認定基準_D1.0.docxの会員レビューを承認

第8回委員会

- データ取引市場運営事業者認定基準_D2.0.docxの会員レビューを承認

第9回委員会

- データ取引市場運営事業者認定基準_説明の策定着手

第10回委員会 2018/09/28

- データ取引市場運営事業者認定基準_D2.0.docx 公開
- データ取引市場運営事業者認定基準_説明資料 公開
- プレスリリース承認

第11回委員会 2018/11/01

- 認定チェックリスト案_20181018.docx
- 認定手順と体制案.pptx
- データ取引市場運営事業者認定のための認定に関する以下の料金、有効期間、認定証などに関する素案をとりまとめ、理事会に提案し、理事会にて認定監査委員会への提案承認を得る。

第12回委員会 2018/12/10 富山

- 認定監査委員会の組成について
- IT連との協議について

第13回委員会/認定監査委員会と共催 2019/02/01

- 認定監査との体制について

第14回委員会 2019/03/27

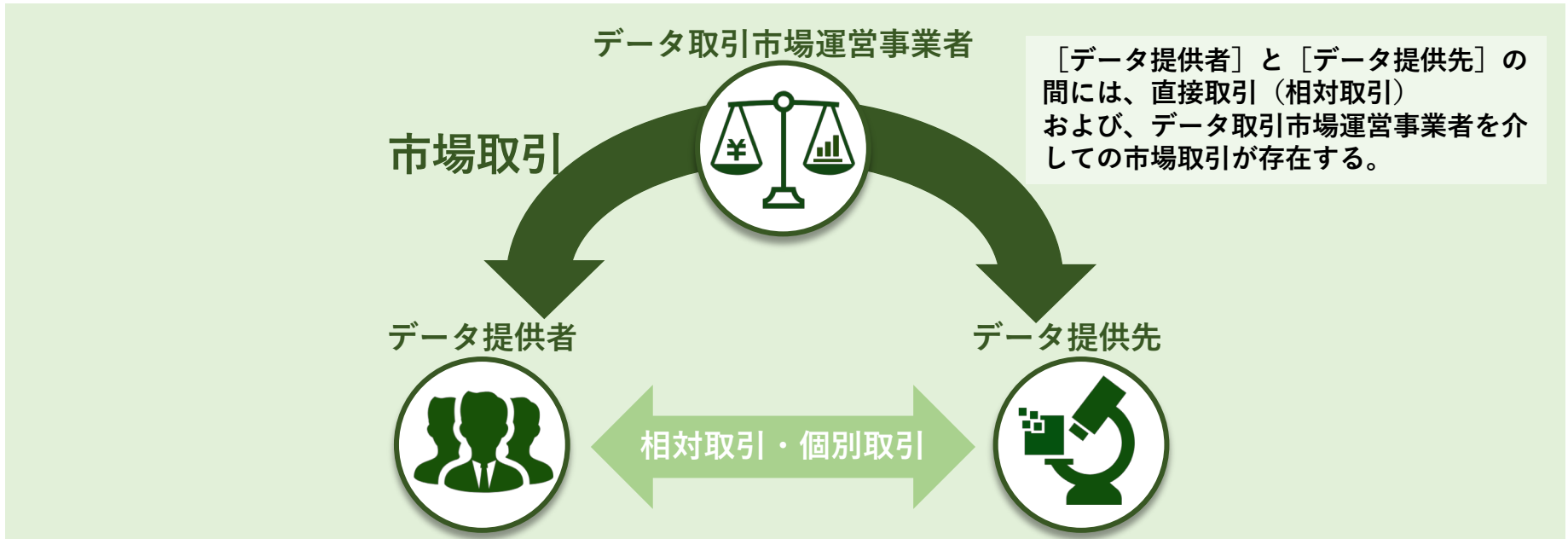
- データ取引市場への参加資格について
- 情報銀行、PDS、データ共有事業者などとの連携について
- 2019年度 年度計画について

データ取引市場運営事業者認定基準の説明

運用基準検討委員会

I. データ取引市場の全体像

データ取引市場を構成する3つの機能

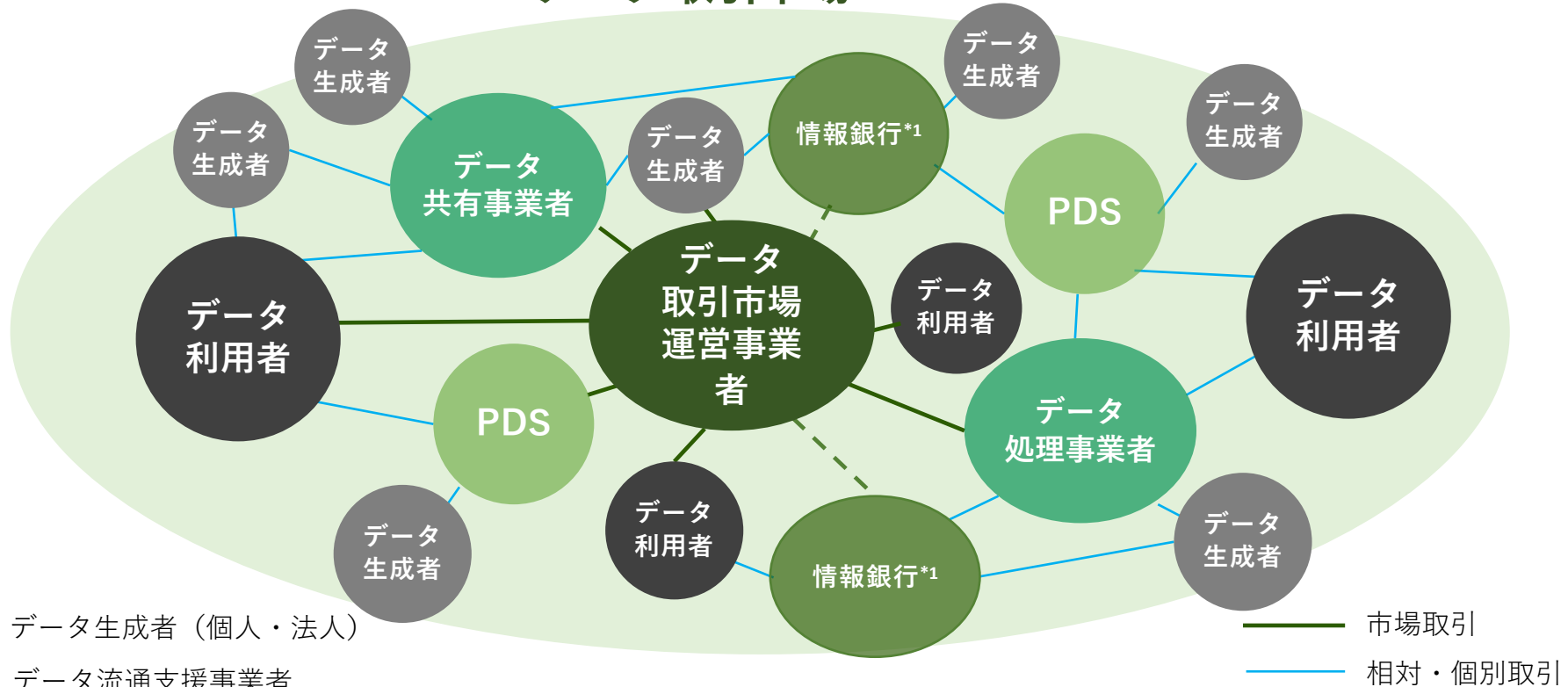


データ取引市場運営事業者	データ提供者とデータ提供先を仲介し、データと対価の交換・決済の機能を提供する者。データ取引市場運営事業者は自らデータを収集・保持・加工・販売をしない。
データ提供者 データ生成者 データ流通支援事業者	自らの事業や観測活動などによりデータを生成、取得する、またはそれらのデータを整理・加工したり保管・配備したりする者で、データ生成者という。 他のデータ提供者からのデータに対し、整理・加工・保管・配備するものをデータ流通支援事業者(データブローカー)といい、以下の者が含まれる。 データ共有事業者・PDS・情報銀行*1・データ処理事業者
データ提供先	データ提供者からデータの提供を受け、サービス・製品などに活用する他、自らの事業に利用する者。

*1 「情報銀行」については、一般社団法人日本IT団体連盟が今秋を目処に「情報銀行認定」事業を開始することとされている。
<https://itrenmei.jp/registration/>参照

データ取引市場における データ取引市場運営事業者の位置づけ

データ取引市場



データ取引市場運営事業者の市場中立性

データ価値に対する中立性確保

不正取引に対する監視義務

情報提供者の保護義務

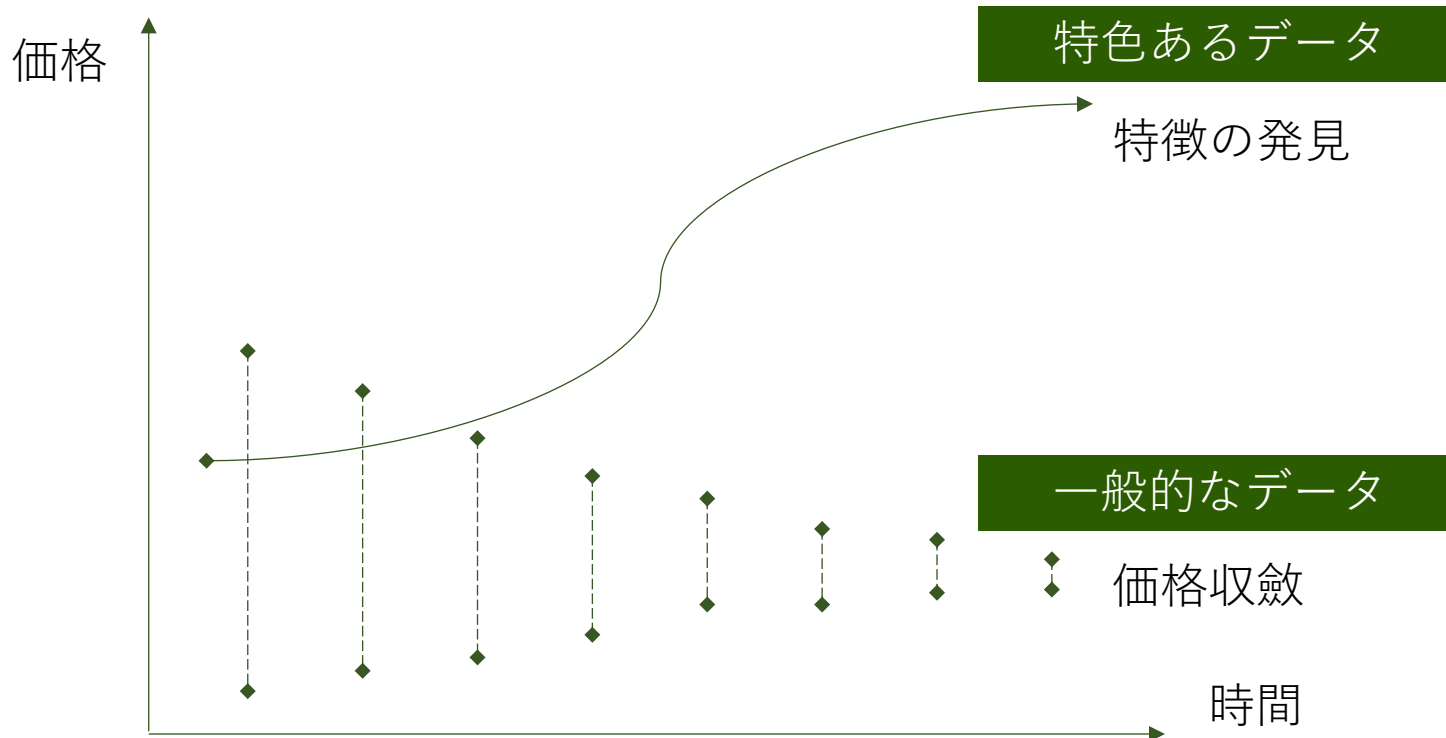
データ取引市場運営事業者は、自らが運営している市場で自己に有利な取引を行うことがないように中立性が求められ、外観的な中立性が確保されるために、**自らは取引に参加しないことが求められます**。さらに、特定の取引市場参加者に有利にならないように**取引市場参加者に対しても中立性が求められます**。

*1 「情報銀行」については、一般社団法人日本IT団体連盟が今秋を目処に「情報銀行認定」事業を開始することとされている。

<https://itrenmei.jp/registration/>参照

市場取引の意義

データ取引市場では、「40代男性の直近1か月の位置情報」のような基礎データとしては重要だが一般的なデータは、商品代替性が高いため、価格が収斂していくと考えられます。一方、特色のあるデータは、データ取引市場で他のデータと比較されることで、その特徴が明らかとなります。このように、データ取引市場は、一般的なデータは一物一価に近い価格形成機能を発揮し、特色のあるデータはその特徴が他のデータとの比較により発見される特徴発見機能を発揮することができると考えられます。



2019の予定

- 認定データ取引市場運営事業者の稼働に伴うリスクやユースケースについて議論をし、必要に応じてガイドラインや基準文書などの策定の要否を議論し、必要な展開を進める。
- 例えば
 - データ取引市場への参加資格について
 - 情報銀行、PDS、データ共有事業者などとの連携について
- 関係するデータ流通支援事業者や団体とのディスカッションやワークショップを開催する。
- 委員会・アドホックにて昨年同様に開催。